

〔お客様の重大な過失または過失となりうる場合〕

1. 預金者の重大な過失となりうる場合

預金者の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には以下のとおりです。

- (1) 預金者が他人に通帳を渡した場合
- (2) 預金者が他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合
- (3) その他預金者に(1)および(2)の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

※上記(1)および(2)については、病気の方が介護ヘルパー(介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合)などに対してこれらを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

2. 預金者の過失となりうる場合

預金者の過失となりうる場合の事例は、以下のとおりです。

- (1) 通帳を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合
- (2) 届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳とともに保管していた場合
- (3) 印章を通帳とともに保管していた場合
- (4) その他本人に(1)から(3)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

〔この特約を適用する預金規定〕

普通預金等規定集	普通預金規定(決済用普通預金を含む)
	貯蓄預金規定
	納税準備預金規定
	普通・貯蓄・納税準備預金共通規定
	総合口座取引規定
定期預金等規定集	期日指定定期預金規定
	自由金利型定期預金(M型)規定
	自由金利型定期預金規定
	変動金利定期預金規定
	定期預金共通規定
	総合口座取引規定
通帳・証書に記載の規定	定期積金規定
	通知預金規定
	積立定期預金規定
	一般財形預金規定
	財形住宅預金規定
	一般財形預金・財形住宅預金共通規定
	財形年金預金規定
	譲渡性預金規定
外貨定期預金規定	